

第2次日高川町男女共同参画基本計画

～ 一人一人が豊かに生き生きと安心して暮らせるまちづくり ～



平成27年（2015年）4月

日高川町

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨	・・・	1
2 計画の性格	・・・	1
3 計画期間	・・・	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	・・・	3
2 基本目標	・・・	3
3 施策の体系	・・・	4

第3章 計画の内容

I 人権の尊重と男女共同参画社会形成のための意識づくり	・・・	5
1 人権の尊重と男女共同参画社会への意識改革の推進	・・・	5
①互いの人権を尊重し合う教育と啓発活動の推進	・・・	7
②男女共同参画意識の普及啓発	・・・	7
2 男女共同参画に関する学習機会の提供	・・・	7
①家庭における男女平等教育の推進	・・・	7
②学校教育における男女平等教育の推進	・・・	8
③男女共同参画を推進する学習機会の充実	・・・	8
3 男女間のあらゆる暴力の根絶	・・・	8
①暴力を許さない社会の意識づくり	・・・	12
②相談体制の充実	・・・	12
③子どもたちの安全の確保	・・・	12
II 男女が生き生きと暮らせる環境づくり	・・・	12
1 仕事と家庭、地域活動との両立支援	・・・	12
①育児支援体制の充実	・・・	19
②介護への支援体制の充実	・・・	19
③子育て・介護等に関する各種学習会の充実	・・・	19

2	働く場における男女共同参画の推進	・・・ 19
	①事業所に対する男女平等意識の啓発	・・・ 21
	②労働に関する法律・制度の啓発、関係機関との連携強化	・・・ 21
	③育児休業・介護休業制度の周知定着	・・・ 21
	④女性のチャレンジ支援	・・・ 21
	⑤自営業（農林業・商工業）における就業環境づくりの支援	・・・ 21
3	生涯を通じた健康支援	・・・ 22
	①心とからだの健康支援	・・・ 22
	②妊娠・出産に関する自己決定権の尊重と健康支援	・・・ 23
	③高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の充実	・・・ 23
III	男女共同参画によるまちづくり	・・・ 23
1	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	・・・ 23
	①審議会等への女性の参加の推進	・・・ 24
	②女性の管理職等への登用	・・・ 24
	③女性の人材育成と情報提供	・・・ 24
2	地域における男女共同参画の推進	・・・ 25
	①地域活動の支援、男女の参加促進	・・・ 26
	②安全・安心な地域づくりの推進	・・・ 26
3	国際交流・地域交流の推進、移住支援	・・・ 26
	①国際感覚や国際的知識を身につけるための機会提供	・・・ 27
	②国際化に対応した環境整備	・・・ 27
	③移住者への支援	・・・ 27
第4章 計画の推進		
1	推進体制の充実	・・・ 28
2	町民、事業者との協働	・・・ 28
3	男女共同参画に関する情報提供	・・・ 28
4	施策の点検・評価	・・・ 28
5	広域連携	・・・ 28
用語解説		・・・ 29

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

私たちは、日本国憲法により個人の尊重と法の下での平等が保障されています。そして、男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」をはじめとした国際的な取組とともに着実に進められ、男女共同参画社会形成に向けた法律、制度等は整備が進み、社会の意識も少しずつ変化しています。

その一方で、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣行・慣習は、社会のあらゆる分野に依然として根強く残り、男女共同参画社会の実現を妨げる要因となることがあります。さらに、少子高齢化の進展や雇用形態の多様化など社会経済情勢の急速な変化により、新たな課題も生じており、男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本社会の重要な課題と位置付けられています。平成22年には、国の「第3次男女共同参画基本計画」が決定され、女性の活躍による経済社会の活性化や、男性・子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応や女性に対するあらゆる暴力の根絶への対応等について、重点的な対策が必要とされています。

日高川町においては、平成21年に「日高川町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した取組を行ってきました。

しかし、少子高齢化を伴った人口減少や労働力人口の減少、核家族化、過疎化が依然として確実に進行しており、今後において地域活力の停滞が危惧されています。こうした地域社会の変化への対応や人口増加に向けた新たなまちづくりを進めていくためにも、今まで以上に男女があらゆる分野においてともに参画し、家族の繋がりや、地域の交流を深め、住民一人一人がいきいきと暮らせる男女共同参画社会を形成していかななくてはなりません。

こうした現状やこれまでの取組の成果と課題を踏まえながら、より一層男女が互いに人権を尊重し、喜びや責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざして、「第2次日高川町男女共同参画基本計画」（以下、本計画という）を策定しました。

2 計画の性格

1. 男女共同参画社会基本法、国の「第3次男女共同参画基本計画」、県の「第3次和歌山県男女共同参画基本計画」を踏まえた基本計画として、本町における男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2. 男女共同参画施策の範囲は、教育、福祉、保健など様々な分野にわたります。本町の上位計画である「第1次日高川町長期総合計画（後期基本計画）」に基づき、それぞれの分野において「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者福祉計画」などが策定され、各種の施策が進められています。本計画では、それらとの整合性を図り、有機的に連携しながら施策を推進するものです。

3. 「第2次日高川町男女共同参画基本計画策定に向けての意識調査」の結果や、「第2次日高川町男女共同参画基本計画策定会議」でのご意見等を尊重して策定するものです。

【第2次日高川町男女共同参画基本計画策定に向けての意識調査の概要】

対象者	日高川町に住所を有する20歳から79歳の男女を住民基本台帳から無作為に抽出し、アンケートを実施
実施時期	平成27年1月
抽出人数	300人（女性150人、男性150人）
回答者数/回答率	173人（女性85人、男性88人）/57.6%

【第2次日高川町男女共同参画基本計画策定会議へ参加した11名の所属団体と役職等】

所属団体	役職等	人数
日高川町生活研究グループ	支部長	3
日高川町農業士会	地域農業士	1
日高川町4Hクラブ	会長	1
JA 紀州女性会	グループ長	2
和歌山県林業研究グループ連絡協議会女性林研部会	副会長	1
日高川町社会教育委員会	議長	1
日高川町役場企画政策課	課長	1
日高川町教育委員会教育課	課長	1
合 計		11

3 計画期間

平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

なお、本計画の進行状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しも必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

一人一人の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現は、私たちの生活に深く関わる重要な課題です。男女共同参画社会基本法には次の5つの基本理念が明記されています。

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

本計画では、男女共同参画法が掲げる5つの理念や、上位計画等に基づき、次の理念を掲げ、行動していきます。

一人一人が豊かに生き生きと安心して暮らせるまちづくり

住民一人一人が互いに人権を尊重し、男女が社会のあらゆる分野においてともに参画し、喜びや責任を分かち合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指します。

2 基本目標

「基本理念」の達成に向けて、3つの基本目標を設定します。

1. 人権の尊重と男女共同参画社会形成のための意識づくり

男女が性別による偏見や差別的取扱いを受けることなく、一人一人がお互いを認め合い、尊重しあう意識づくりを目指します。

また、男女が個性と能力を十分に発揮し、豊かに生き生きと暮らせるよう、家庭、学校、地域、事業所において男女共同参画を正しく理解するための教育や学習機会の提供に努めます。

さらに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発を進め、被害者の相談窓口の充実や支援対策の強化を図り、あらゆる暴力

の根絶を目指します。

2. 男女が生き生きと暮らせる環境づくり

家庭や職場、地域において、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、互いに生き生きとした生活ができる環境を整備することが必要です。子育てや介護等の支援の充実を図り、男女が仕事や家事、地域活動に積極的に取り組める環境づくりを目指します。

また、社会を支える重要な一員として男女が対等に働き、活躍できる職場環境の整備や、女性の様々なチャレンジを支援します。

さらに、男女がともに健康を維持し安心して暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりを支援します。

3. 男女共同参画によるまちづくり

様々な場面で男女双方の意見が反映されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、審議会や委員会における男女比率の均衡に努めます。これまで女性の参画が少なかった地域防災などの分野への女性の参画を促進し、あらゆる分野において男女がともに参画するまちづくりを目指します。

また、男女共同参画社会の形成は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しており、国際化が進む中で人材育成や国際理解、国際交流等を積極的に推進し、外国籍住民が暮らしやすい環境整備等に取り組んでいく必要があります。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本的施策
一人一人が豊かに生き生きと安心して暮らせるまちづくり	I 人権の尊重と男女共同参画社会形成のための意識づくり	1 人権の尊重と男女共同参画社会への意識改革の推進 2 男女共同参画に関する学習機会の提供 3 男女間のあらゆる暴力の根絶
	II 男女が生き生きと暮らせる環境づくり	1 仕事と家庭、地域活動との両立支援 2 働く場における男女共同参画の推進 3 生涯を通じた健康支援
	III 男女共同参画によるまちづくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 2 地域における男女共同参画の推進 3 国際交流・地域交流の推進、移住支援

第3章 計画の内容

基本目標を実現するため、基本的施策の現状と課題を掲げ、それぞれ事業ごとに担当課を記載し、どのような取組を行うのかを具体的に記述します。

ただし、内容によっては担当課以外の課も積極的に協力することとします。

基本目標 人権の尊重と男女共同参画社会形成のための意識づくり

基本的施策1 人権の尊重と男女共同参画社会への意識改革の推進

現状と課題

日本国憲法では、人権の尊重がうたわれ、男女共同参画社会基本法などにより男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。しかし、現実には女性や子ども、高齢者などに対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障害者や外国人、性同一性障害を有する人等に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在しています。

日高川町では、人権教育講演会や啓発活動等を実施し、人権問題の解決に向けた取組を推進していますが、今後とも、全ての人の基本的人権を尊重するという観点から、住民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重社会の形成を図る必要があります。

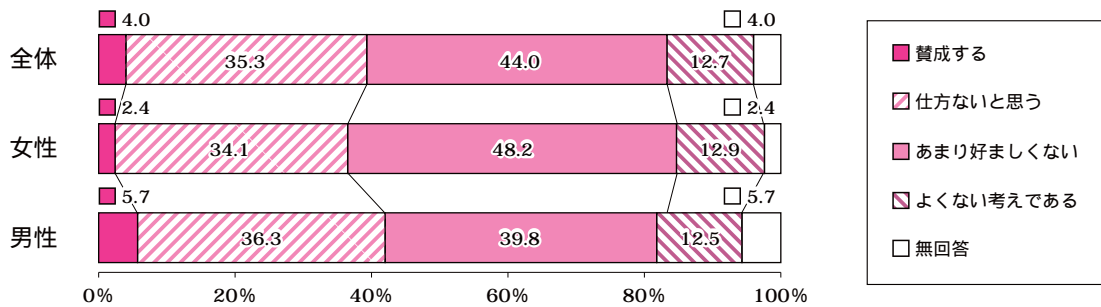
また、男女が互いの人権を尊重し合い、一人一人が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着させることが重要です。

日高川町が行ったアンケートでは、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による役割を固定する考えについて「あまり好ましくない」または「よくない考えである」と回答した人の割合を合わせると全体の約57%になり、役割分担意識が徐々に改善されてきていることがうかがえます。しかし、依然として約40%の人はこれを多少なりとも肯定しており、男女の固定的な性別役割分担意識は根強く残っていると言えます。この男女の固定的な性別役割分担意識は、男女が対等なパートナーとして喜びや責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

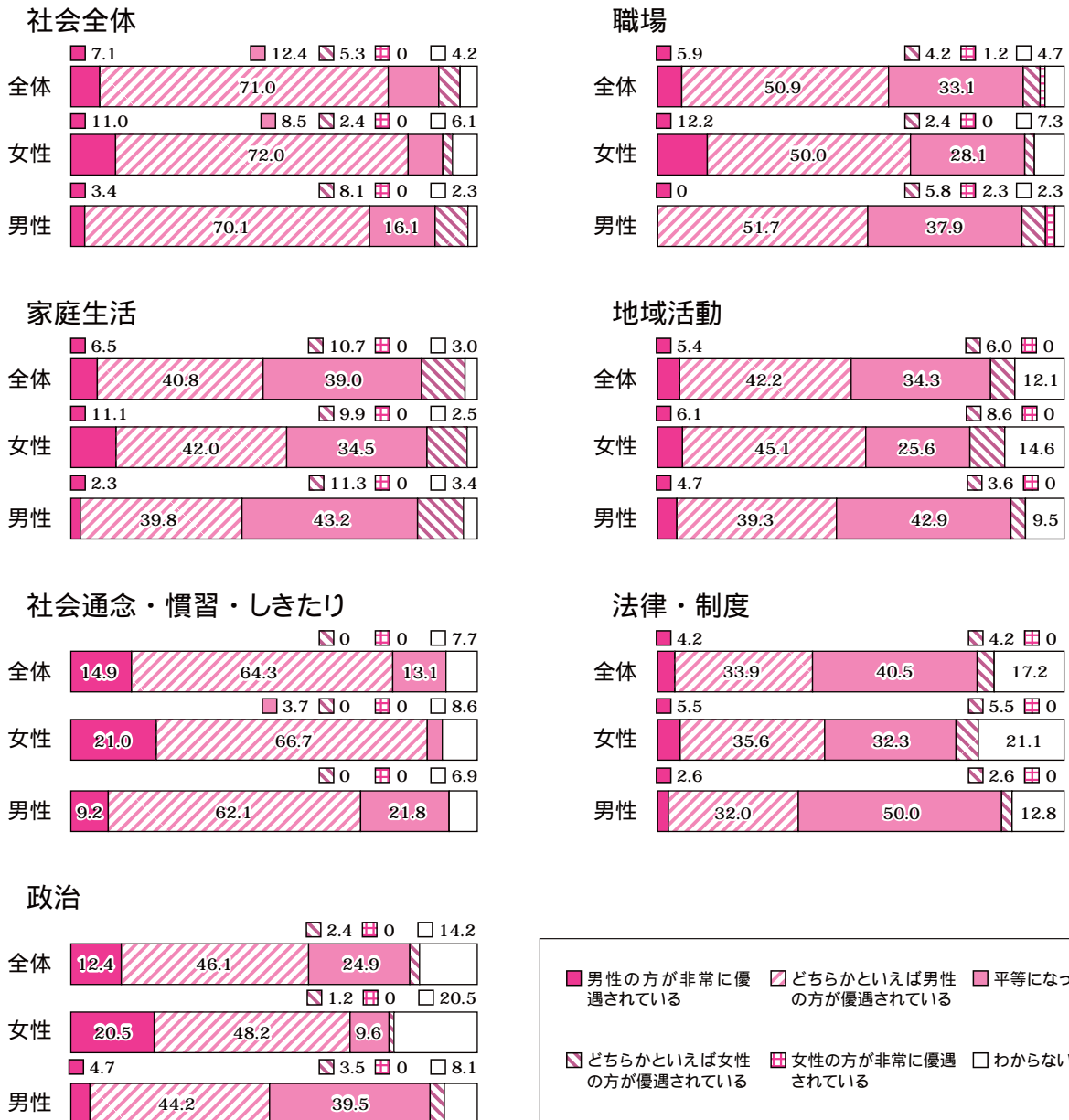
また、男女の地位の平等感について、法律・制度で「平等」と感じている人の割合が約40%と最も多かったが、その他の項目については全て「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている傾向が強く、社会全体ではその割合が70%を越えており、実際の社会における男女の平等感は、『男性優遇』と感じている割合が高いことがわかりました。

このような状況から脱却するためには、人々の中にある固定的な性別役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女共同参画を正しく理解するための学習や広報・啓発活動の充実を図る必要があります。

性別による役割を固定する考えについて



男女の地位の平等感



具体的な取組

互いの人権を尊重し合う教育と啓発活動の推進

全ての住民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、住民一人一人が人権尊重への理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。

男女共同参画意識の普及啓発

ウェブサイトや情報紙からの情報収集に努め、「広報日高川町」やホームページを中心に広報・啓発活動を行います。また、和歌山県男女共同参画センター等の関係機関で開催される学習会や講演会などの情報を積極的に提供していきます。

なお、町が発行する印刷物においては、性差をはじめとした差別的な表現をこれからも行わないようにします。

施策・事業	担当課
人権尊重の啓発活動の推進	住民課・教育課
学校教育における人権教育の推進	教育課
人権教育に関する講演会等の実施	教育課
人権相談窓口の充実	住民課・教育課
関係機関主催の研修会等の情報収集、情報提供	住民課・教育課
学習機会の提供	住民課・教育課
性差をはじめとした性別的な表現に対する掲載の配慮	全庁

基本的施策2 男女共同参画に関する学習機会の提供

現状と課題

男女共同参画社会実現のためには、一人一人が男女共同参画に対する意識を高める必要があります。そのためには、男女共同参画について考える機会、あるいは学習する機会を提供していくことが重要です。

また、大人社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や社会慣行が、これからの時代を担う子ども達に引き継がれることのないよう、子どもの頃から正しい知識を身に付け、男女が互いにその人権を尊重し、男女平等意識を持って協力し合う心を育てることができるよう、家庭、学校、地域、事業所において常に男女平等の視点に立った教育や学習を推進していく必要があります。

具体的な取組

家庭における男女平等教育の推進

家庭は社会生活を営む上で、最小限かつ最も基礎的な集団であり、人としての基本的成長を遂げていく上での重要な場です。家族全員が家族の大切さを理解するとともに、子どもた

ちの個性と能力を最大限に発揮できるよう、男女平等の視点に立った家庭生活の啓発に努めます。

また、男女がともに家庭に対する責任を持つために、男性を対象とした家事、育児、介護等に関する学習機会の提供を行います。

学校教育における男女平等教育の推進

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、性教育、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図っていくことが大切です。また、男女の特性に基づき性別にも配慮しつつ、一人一人の個性と能力を引き出し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進していきます。

男女共同参画を推進する学習機会の充実

男女共同参画に関する講演会・研修会・学習会等の実施に努め、学習機会の拡充を図るとともに、一時保育等を実施して一人でも多くの参加を促進します。また、男女が互いにどのような力を発揮できるのかを考え、男女共同参画の視点で行動できる人づくりを目指します。

施策・事業	担当課
男女平等の視点に基づいた教育の推進	教育課
児童生徒の発達に応じた性教育の推進	保健福祉課・教育課
教職員、保育士等への男女平等教育研修の実施	住民課・教育課
PTA 活動における男女平等の視点に立った運営活動の推進	教育課
PTA 関係者を対象とした人権研修の実施	教育課
家庭教育の推進	住民課・保健福祉課 教育課
男女共同参画に関する講演会等の実施	教育課
男女共同参画に関する図書の実施	教育課・公民館
男性の家事、育児、介護等に関する学習機会の提供	住民課・保健福祉課 教育課・公民館
地域女性団体の育成と活性化	総務課・住民課 農業振興課・林業振興課 教育課・公民館

基本的施策3 男女間のあらゆる暴力の根絶

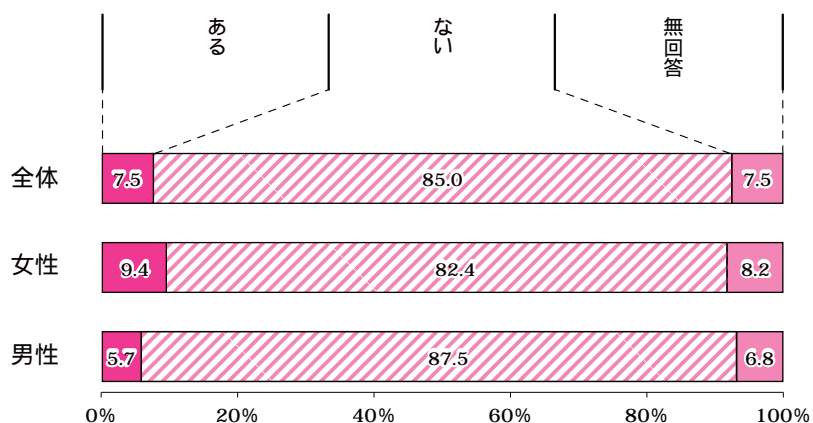
現状と課題

暴力は、対象の性別を問わず、決して許されるものではありません。暴力には、身体的な暴力のみならず、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれ、男女間の暴力は犯罪となる

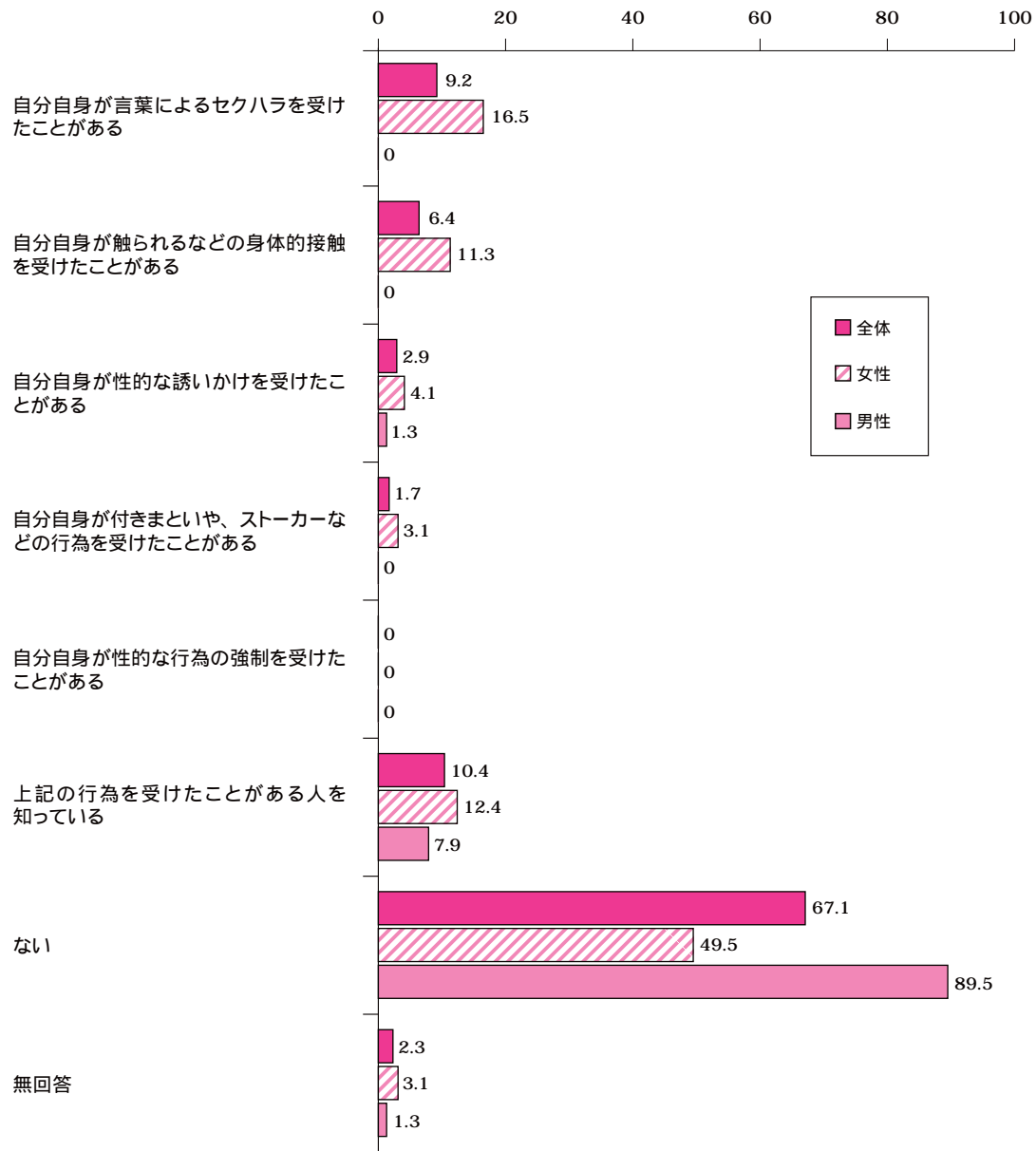
行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に広める必要があります。

日高川町が行ったアンケートでは、「配偶者や恋人から暴力を受けた経験がある」と回答した人は約8%（女性では約9%、男性では約6%）、「言葉や身体的接触等のセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある」、または「性的な誘いかけやストーーカー行為などを受けた経験がある」と回答した人のうち、そのほとんどが女性です。また、「どこ（だれ）かに相談した」と回答した人のうち、「友人・知人に相談した」または「家族や親戚に相談した」と回答した人はともに約20%でした。「その他」を選択した人が約54%いる一方で、「人権擁護委員、民生児童委員」に相談した人が約4%と少なく、警察や県庁、役場等に直接相談した人はいない結果でした。この結果からも暴力の潜在化が懸念されます。被害者が抱える問題は多種多様で、被害者にとって最も必要なことは安全の確保です。暴力の潜在化を防止し、被害者が安心して被害を訴えることができる体制や環境づくりをはじめ、関係機関と連携しながら、緊急時における迅速な対応を図る必要があります。

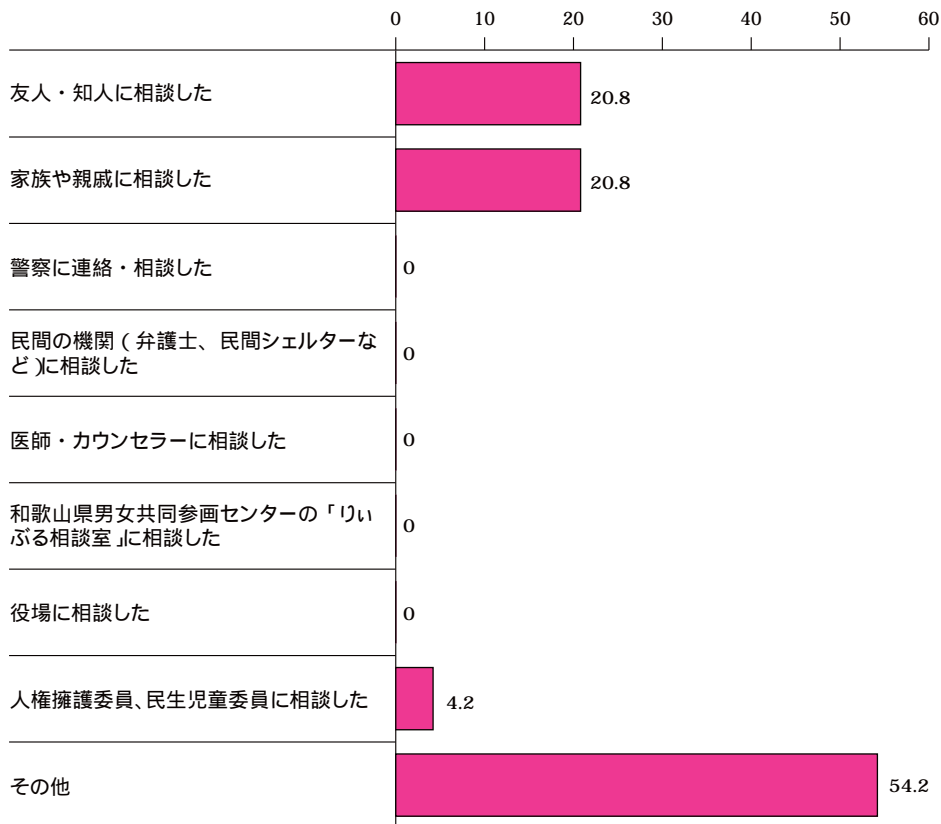
配偶者や恋人からの暴力（身体的・精神的・経済的）の経験



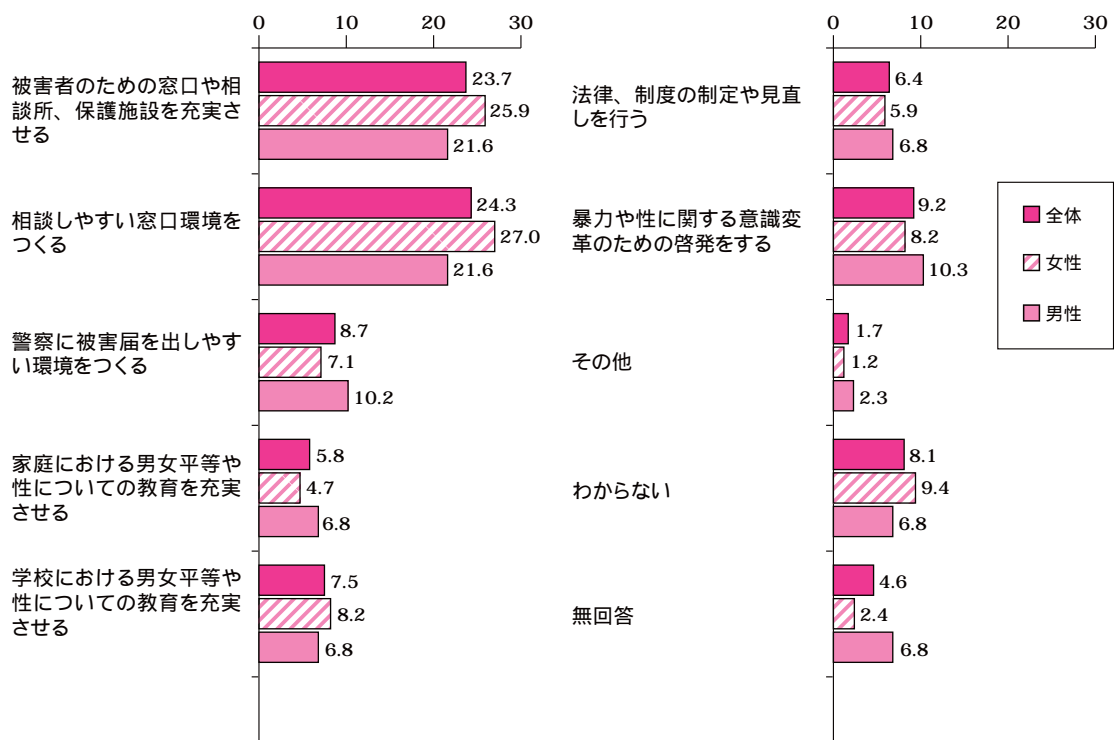
セクシュアル・ハラスメントの経験等



暴力やセクシュアル・ハラスメントを受けたことに対する相談



配偶者からの暴力や性犯罪をなくすために必要なこと



具体的な取組

暴力を許さない社会の意識づくり

あらゆる暴力の予防と根絶に向け、インターネットや情報紙を活用して情報収集に努め「広報日高川町」やホームページを中心に広報・啓発活動を行います。また、和歌山県男女共同参画センター等の関係機関で開催される講演会や講座などの情報を積極的に提供していきます。

相談体制の充実

心身ともに深く傷ついている被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の周知、相談しやすい体制整備、相談担当者の資質向上、相談機関相互の連携を図ります。また相談に対し、プライバシーが完全に守られ、適切な対応や自衛策を助言するなど、親身な対応に努めます。

子どもたちの安全の確保

児童虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。子どもの心身の安全を守るため、虐待の予防及び早期発見、児童の保護及び支援等に係る事業の充実に努めます。また、児童虐待を許さない社会の実現を目指し、一層の広報広聴活動を推進していきます。

施策・事業	担当課
暴力未然防止のための啓発活動の推進	住民課・教育課
講座・講演会等による意識啓発	住民課・教育課
関係機関主催の研修会等の情報収集、情報提供	住民課・教育課
暴力防止に向けた学校教育の推進	教育課
相談体制の充実、関係機関とのネットワーク整備	住民課・保健福祉課 教育課
被害者の保護・自立への支援の充実	住民課・保健福祉課 教育課
セクシャル・ハラスメント防止対策の推進	企画政策課・住民課 保健福祉課・教育課
子どもの安全管理の徹底	住民課・保健福祉課 教育課・公民館

基本目標 男女が生き生きと暮らせる環境づくり

基本的施策 1 仕事と家庭、地域活動との両立支援

現状と課題

男女共同参画基本法第6条では、相互の協力と社会の支援の下に、子育てや介護等の家庭生活における活動と他の活動との両立がうたわれています。

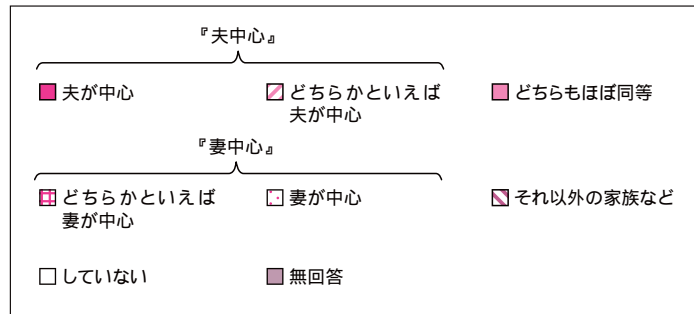
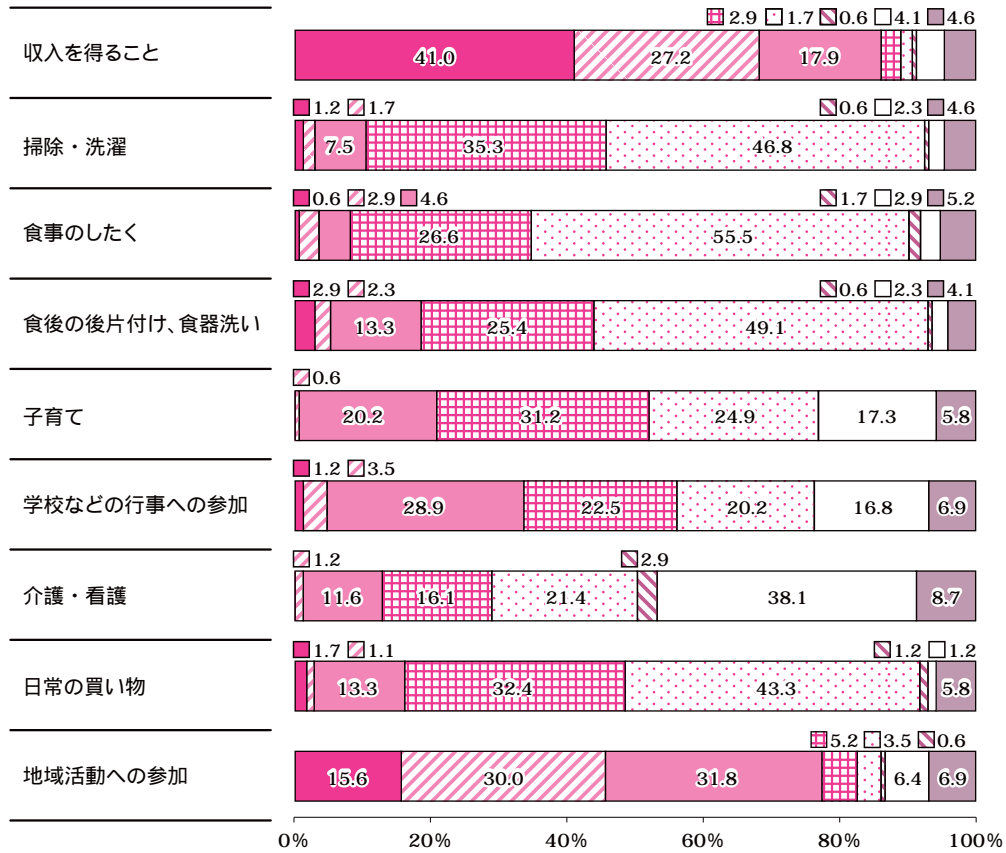
日高川町が行ったアンケートでは、「家庭における役割分担」について、「収入を得ること」については、「夫が中心」または「どちらかと言えば夫が中心」と回答した人を合わせると約68%になり、男性が中心となっています。また、地域活動への参加はどちらかと言えば男性が中心ではあるもののほとんど同等ですが、子育てや介護、家事労働の多くは、女性が担っているという状況です。

また、「仕事と家庭に関する男女の役割分担について最も理想とするもの」について、女性は「性別による分担をせずに、夫婦・パートナーにあった形で行う」を望む割合が約46%と最も高く、男性は「男女とも仕事をし、家庭も男女で協力して行う」を望む割合が約48%と最も高くなっています。「仕事と家庭に関する男女の役割分担について最も現実に近いもの」について、女性は「男女とも仕事をし、家庭は主に女性が担当している」と回答した人の割合が約27%と最も高く、男性は「男性は仕事、女性は家庭にさしつかえない範囲で仕事をしている」「男女とも仕事をし、家庭は主に女性が担当している」と回答した人の割合が約26%と同率で最も高いことから、実際は家庭での仕事の多くは女性が担っていることがうかがえます。

また、「男女共同参画を推進するために町が力を入れるべきこと」については、男女ともに回答した人が最も多かったのは「育児・介護に対する多様な支援を充実する」で女性が約37%、男性が約21%でした。次に多かったのは男女ともに「仕事と家庭の両立を支援する」で女性が約15%、男性が約17%でした。

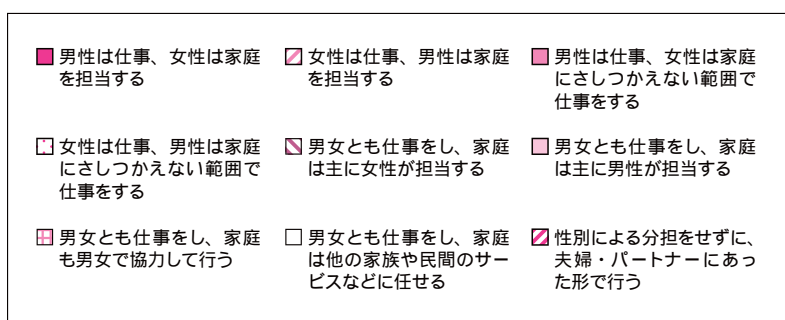
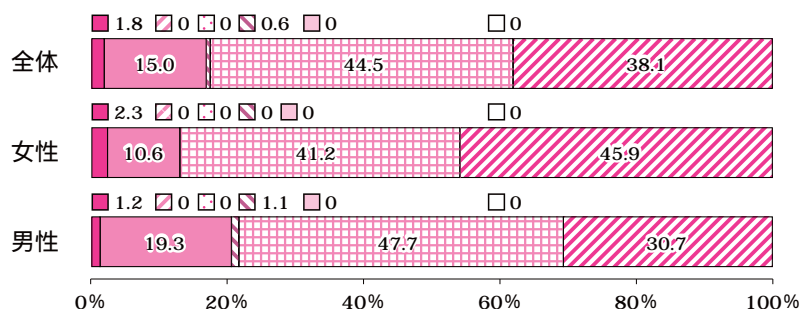
「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な役割担意識を解消し、男女がともに安心して仕事と家庭、地域活動を両立することができるよう、子育てや介護等のサービスのより一層の充実を図るなど環境整備を行う必要があります。また、夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくとり、男性が子育てや介護、家事労働に積極的に参加し、家庭での男女共同参画を常に意識することができる取組を進める必要があります。

家庭における役割分担

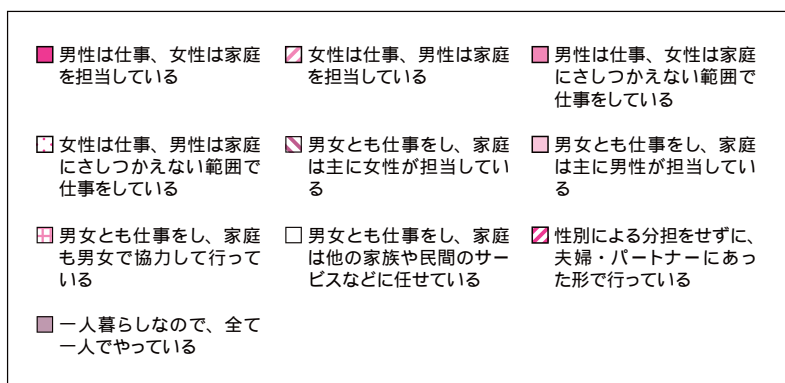
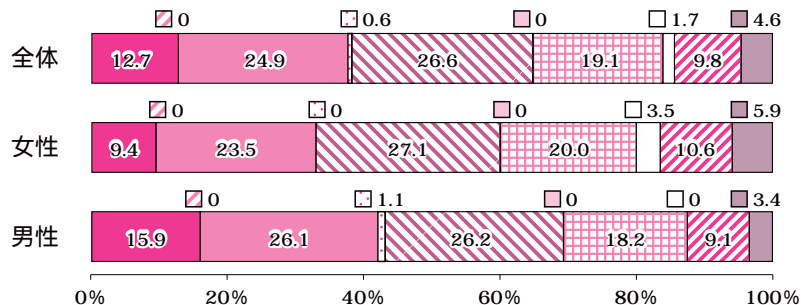


仕事と家庭に関する男女の役割分担

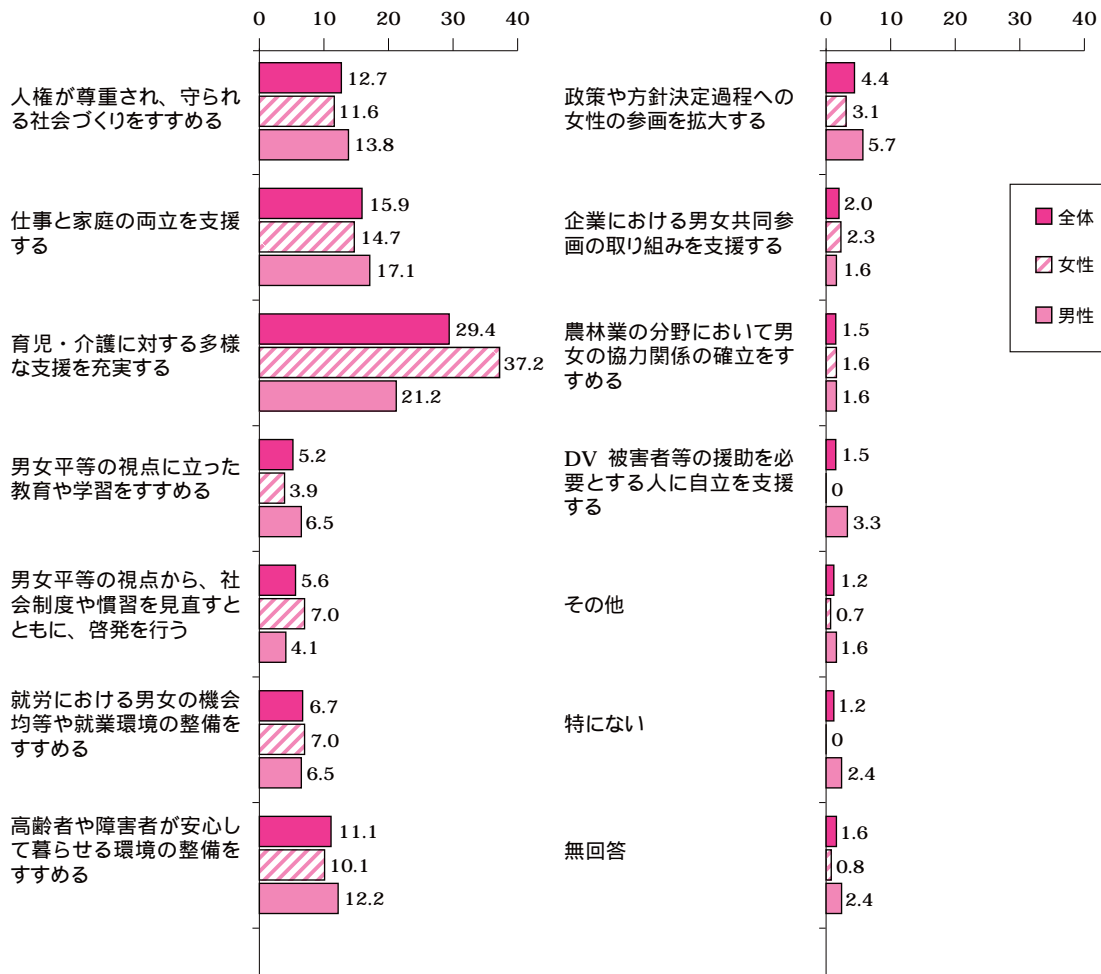
【仕事と家庭に関する男女の役割分担について最も理想とするもの】



【仕事と家庭に関する男女の役割分担について最も現実に近いもの】

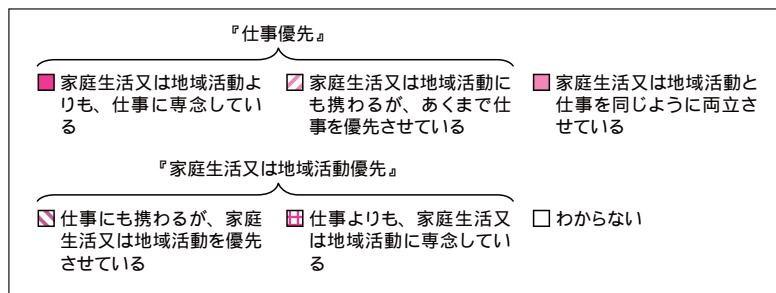
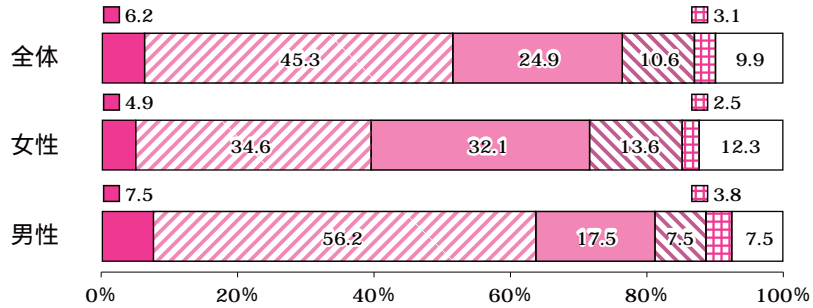


男女共同参画を推進するために町が力を入れるべきこと

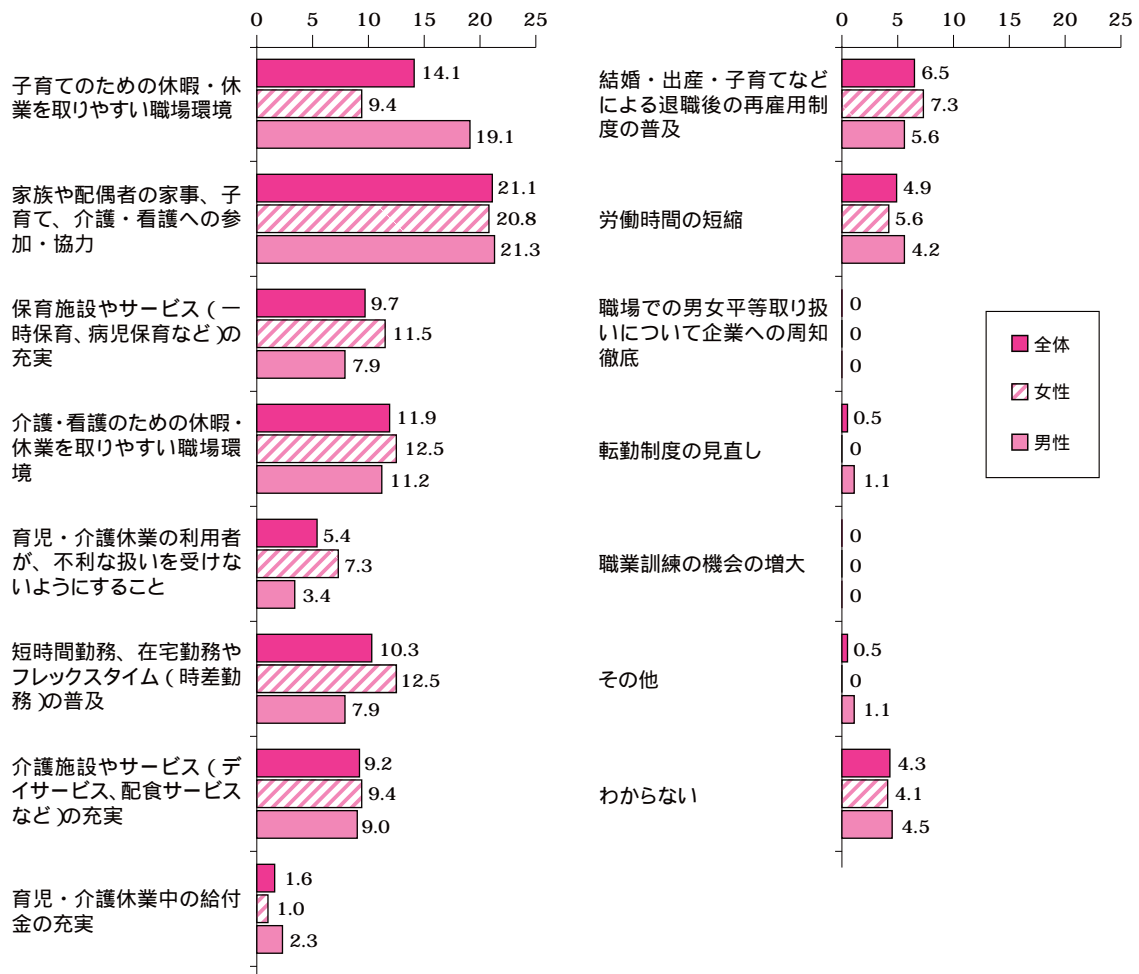


ワーク・ライフ・バランスについて

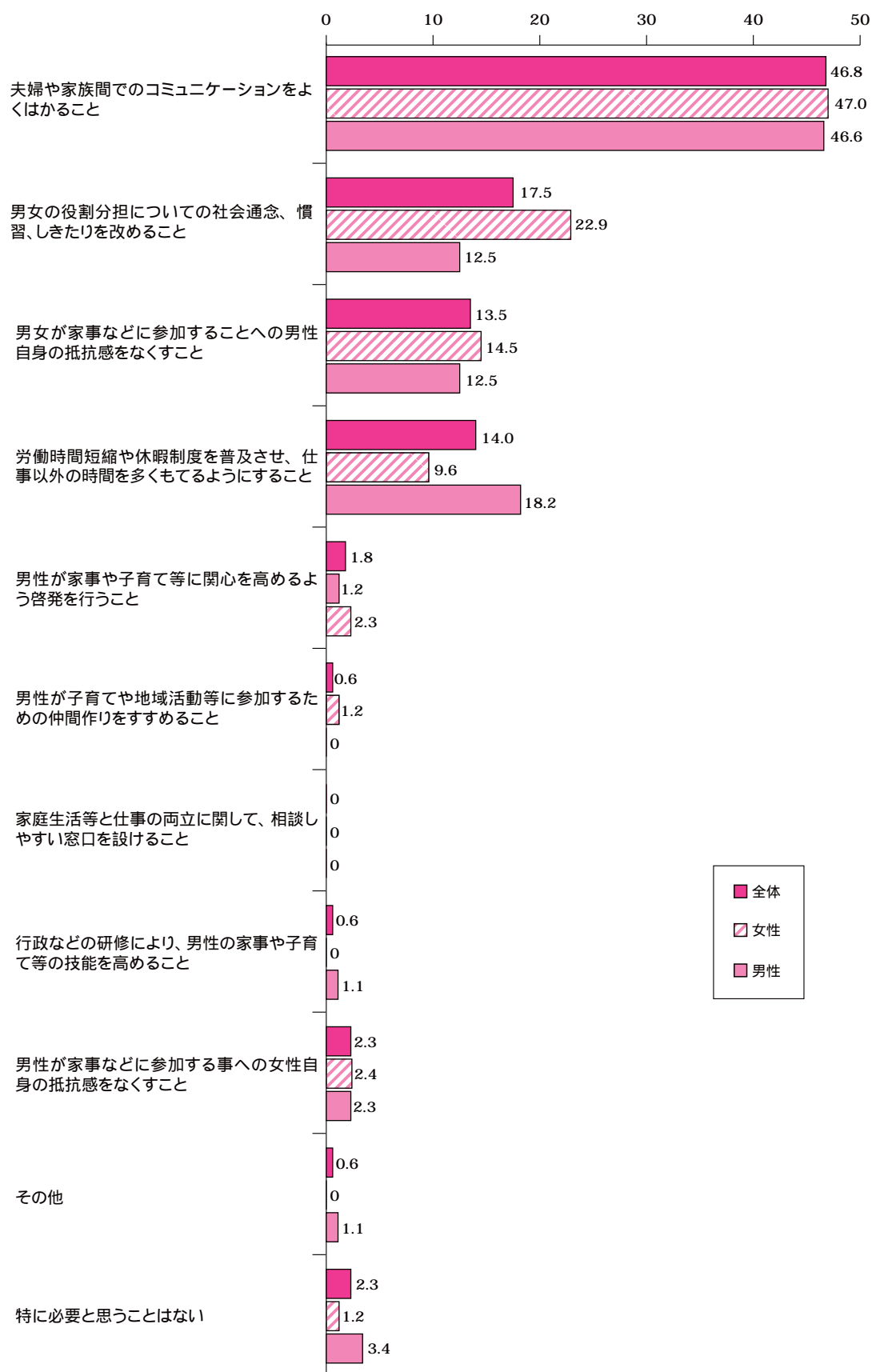
【自分自身のワーク・ライフ・バランス】



【ワーク・ライフ・バランスのために必要なこと】



男性が女性とともに家事や子育て等の家庭生活に積極的に参加するために必要なこと



具体的な取組

育児支援体制の充実

乳幼児保育や一時保育、延長保育など、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実、そのための施設の整備や保育士の確保及び資質の向上を図るとともに、放課後児童クラブの充実に努めます。また、安心して楽しみながら子育てができるように相談窓口の充実を図り、家庭における子どもの養育や教育に関する適切な助言を行うとともに、子育てに関する情報提供の充実に努めます。

介護への支援体制の充実

介護予防、訪問介護や通所介護等、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の強化を図り、介護環境を一層充実していくための支援・促進に努めます。

また、介護に関する相談体制の充実を図ります。

子育て・介護等に関する各種学習会の充実

周囲の理解や協力を促進するため、子育てや介護等に関する学習会の充実や、男性の家事・育児・介護への積極的な参加を促す施策の促進に努めます。

施策・事業	担当課
育児支援体制の整備	住民課
子育てなどの相談窓口の充実	住民課・保健福祉課
介護支援体制の整備	保健福祉課
子育て・介護に関する各種学習会の充実	住民課・保健福祉課 教育課
家庭教育に関する相談窓口や学習機会の充実	教育課
男性の育児・介護・家事への参加の推進	住民課・保健福祉課 教育課・公民館
ワーク・ライフ・バランスの推進	住民課・保健福祉課 教育課

基本的施策2 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

働きたい人が性別にかかわらず、その能力を發揮できる社会づくりは、経済社会の活力の源になります。近年、人口減少や団塊世代の退職などにより、人材の不足が懸念されています。また、女性の能力の活用は、新しい発想やこれまで気づかなかった着眼点を得るこ

ともつながるなど、その重要性が認識されており、女性の労働力なしでは社会が成り立たなくなっています。

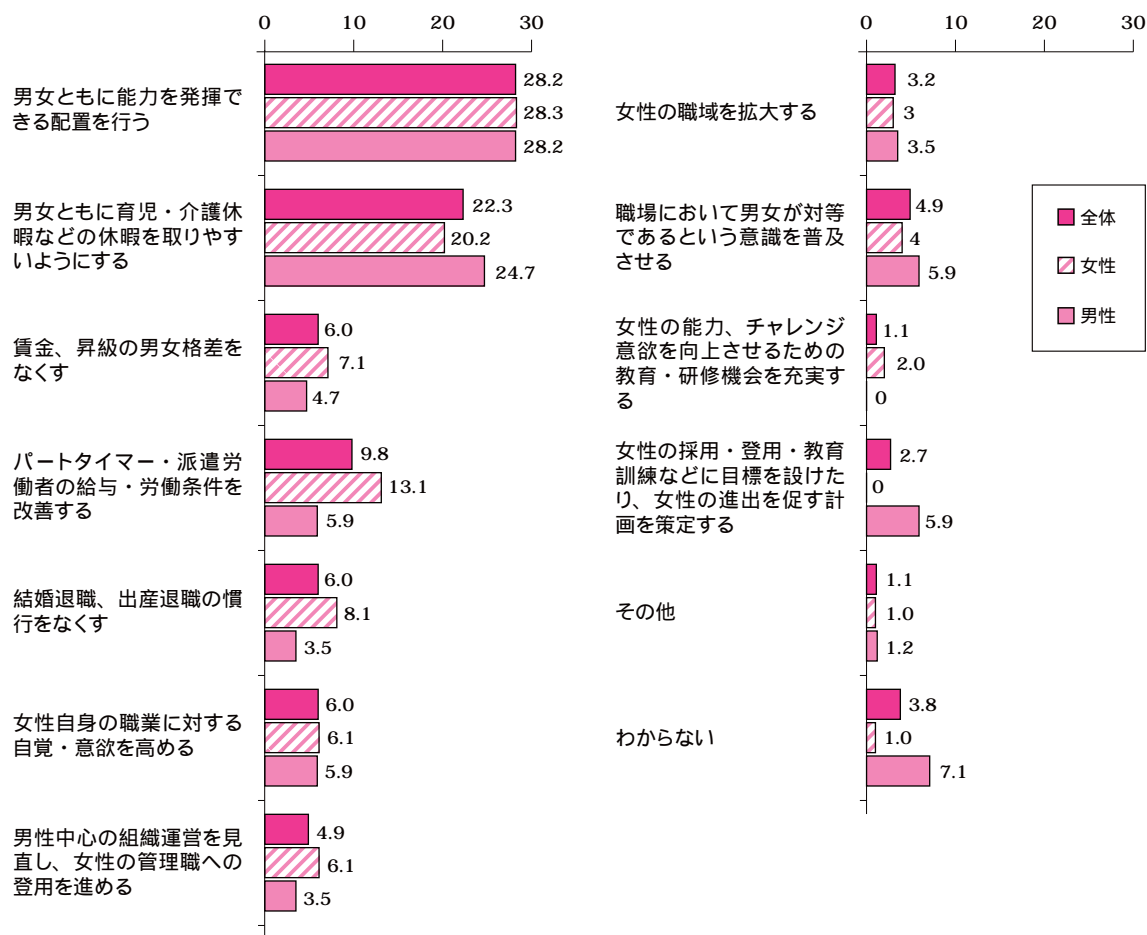
日高川町が行ったアンケートでは、「男女が対等に働くために必要なこと」について、「男女とも能力を発揮できる配置を行う」と回答した人が最も多く、女性、男性ともに約28%でした。また、次に多かったのは「男女ともに育児・介護休暇などの休暇を取りやすいようにする」と回答した人で、女性では約20%、男性では約25%、全体で約22%でした。

男女雇用機会均等法の改正等により、法的な就労環境の整備が進んできましたが、現実には、昇進、人事配置等については、依然として男女格差があり、社会の対等な構成員として平等とは言い難い状況があり、働く意欲がある女性にとって障害になっているのが現状です。また、育児休業や介護休暇が取得しやすくなったものの、依然として育児や介護、家事労働などの負担が女性に偏っていることが否めない現実があります。

こうした中で、女性も男性も自らの能力を最大限に発揮し、未来を切り開く原動力となるためには、働く場における昇級や人事配置等の男女格差の是正に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことや育児や介護、家事労働などの分担意識の見直しが必要です。

さらには、育児等で職場を離れた女性の起業や再就職支援、職業能力開発・向上を積極的に推進し、さまざまな女性のチャレンジを支援する必要があります。

男女が対等に働くために必要なこと



具体的な取組

事業所に対する男女平等意識の啓発

男女雇用機会均等法の普及・啓発、企業への働きかけを行い、男女労働者が対等なパートナーとして、それぞれの能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備を推進し、性別による固定的な役割分担意識の解消と意識改革の啓発に努めます。

労働に関する法律・制度の啓発、関係機関との連携強化

法定労働条件の周知徹底を図るため、雇用者・労働者に対する啓発活動を積極的に推進します。また、労働基準監督署、ハローワーク等の各種関係機関や商工会、地元企業との連携のもと、就職相談や情報提供、職業訓練の支援等を行います。

育児休業・介護休業制度の周知定着

男女の労働者がともに、希望すれば育児休業・介護休業制度を取得できるよう、制度の周知徹底及び企業における制度の定着に向けた指導を行うとともに、育児休業・介護休業給付についても周知を図り、活用を促進します。

女性のチャレンジ支援

出産や子育てなどのために就労を中断した女性や新たに就労や起業を希望する女性、また自らスキルアップを図る女性のために、就業・再就業のための情報提供や能力向上（スキルアップ）に関する総合的な就業支援を円滑に進めるため、様々な機関との連携・協働に努めます。

自営業（農林業・商工業）における就業環境づくりの支援

本町では自営業主の家族、特に女性が育児・介護・家事労働を平行しながら家業に従事するケースが多くあるにもかかわらず、十分な評価がなされていない現状があります。

これらの問題が後継者不足や過疎化の問題とも大きく関わっていることを認識し、家庭内で労働時間や報酬等の就労条件を盛り込んだ「家族経営協定」を結ぶ等、家族従事者も生き生きと活躍できる環境づくりを支援します。

施策・事業	担当課
事業所に対する男女平等意識の啓発	企画政策課・教育課
労働に関する各種法律・制度の啓発活動の推進	総務課・企画政策課
育児休業・介護休業制度の普及定着	総務課・企画政策課 住民課・保健福祉課

関係機関との連携強化と相談体制の充実	総務課・企画政策課 農業振興課・林業振興課
女性のチャレンジ支援	企画政策課・農業振興課 林業振興課・教育課
自営業（農林業・商工業）における就業環境づくりの支援	企画政策課・農業振興課 林業振興課

基本的施策3 生涯を通じた健康支援

現状と課題

女性も男性も、それぞれが互いに身体的特質を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりをもって生きることは、男女共同参画社会の形成において不可欠なことです。そのためには、心身及びその健康について正確な知識や情報を入手し、健康を享受できるよう、主体的に行動していく必要があります。特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。さらに、女性の健康を守ることに関する男女間のコミュニケーションや理解が不足していることにより、女性の健康が脅かされるケースもあります。

一方、男性においても近年、過労死や更年期障害が指摘されるとともに、うつ病などのストレス病や糖尿病、メタボリックシンドロームなどが増加傾向にあります。

男女ともに生涯を通じて健康を支援していくために、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、健康教育や健康相談、各種健（検）診等を充実させるなど、関連部門が一体となった保健サービスや地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

今後、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、福祉ニーズはこれからも増大・多様化することが予測され、とりわけ、高齢者の安否確認や生活支援に関する対応や体制づくりを強化していく必要があります。支え合いの精神に基づく住民総参加の地域福祉体制づくりに取り組むとともに、高齢者や障害者が住み慣れた地域で生きがいをもって充実した生活をおくるための支援を強化し、誰もが元気に暮らすことができる環境づくりに努めます。

具体的な取組

心とからだの健康支援

男女が生涯を通じて心身ともに健康であるために、年齢・性別に応じた健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発や健康相談、各種健（検）診等などの充実とともに、気軽に楽しみながらできるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

また、住民の健康管理や保健活動の拠点となる保健関連施設の機能強化や充実を図るとともに、山間部地域の医療確保を図るため、今後も医師の確保や診療施設の適正管理に努めます。

妊娠・出産に関する自己決定権の尊重と健康支援

妊娠・出産に対する女性の自己決定権を支援する視点に立ち、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(すべてのカップルや個人が自らの意思で出産の有無や出産間隔などを決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利)について広く啓発し、その理念の普及を図ります。

また、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産み育てることができるよう、健康支援の充実に努めるとともに、不妊に悩む男女への支援を図ります。

高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の充実

高齢者・障害者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らせるよう、介護保険サービス・障害者福祉サービスの充実や介護予防の推進を図ります。また、地域や関係機関等と連携して高齢者や障害者の生きがいがづくりや社会参加を促進するとともに、健康づくりや生活支援などに取り組みます。

施策・事業	担当課
健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発	保健福祉課
健康相談の実施	保健福祉課
各種健（検）診等の実施	保健福祉課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	保健福祉課・教育課
保健関連施設の機能強化や充実	保健福祉課
医師の確保や診療施設の適正管理	保健福祉課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（すべてのカップルや個人が自らの意思で出産の有無や出産間隔などを決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利）の理念の普及	保健福祉課
各種母子保健事業の充実	保健福祉課
不妊治療の支援	保健福祉課
性教育の実施や相談体制の充実	保健福祉課・教育課
介護保険サービス・介護予防、障害者福祉サービスの充実	保健福祉課
高齢者や障害者の生きがいがづくり、社会参加の促進	保健福祉課・教育課

基本目標 男女共同参画によるまちづくり

基本的施策1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

現状と課題

将来にわたって持続可能な活力ある豊かな社会を築くためには、多様な人材の能力を活用

する必要があり、男女共同参画社会の実現が不可欠です。女性の社会進出は、以前より進んでいますが、まだ十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

今後のまちづくりのためには、女性が本来もっている能力を伸ばし、その考え方や能力をこれまで以上に政策・方針決定過程などに反映させ、あらゆる分野への女性の参画を促進する必要があります。行政施策の対象となる町民の半分は女性であり、まちづくりに男女双方の意見や考え方を対等に反映させるためにも、各種審議会等への女性委員の選任や町管理職への女性職員の積極的な登用などを推進する必要があります。

また、企業等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、管理職等への登用等についても理解の促進に努めなければなりません。

具体的な取組

審議会等への女性の参加の推進

政策または方針の立案・決定への女性の参画は、男女共同参画社会の形成を促進する上での基盤です。町の審議会や委員会において、男女双方の意見や考え方が十分に反映されるよう、女性委員の積極的な登用促進に取り組みます。

女性の管理職等への登用

男女共同参画社会の形成を推進するためには、自治体が先行して施策の推進を図る必要があります。そのために、町女性職員の採用・職域拡大を継続していくとともに、町職員に対する男女共同参画に関する正しい理解の普及に努め、意欲ある有能な女性職員を積極的に管理職へ登用します。

また、企業等に対して女性の管理職等への積極的な登用についての理解の促進を図ります。

女性の人材育成と情報提供

様々な分野への女性の積極的な参画を図るため、女性の参画拡大につながる環境整備を進め、研修や学習機会の提供等による女性の能力開発や人材育成支援等に努めます。

施策・事業	担当課
審議会等への女性の登用促進	教育課・全庁
審議会等への公募委員枠の採用	全庁
町職員の男女平等意識の高揚	総務課・教育課
町女性職員の管理職への登用	全庁
町職員の男女共同参画研修の充実	総務課
女性の参画拡大につながる環境づくり	全庁
女性の能力開発や人材育成	全庁

基本的施策2 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

町民にとっての地域は、最も身近な社会であり、暮らしの場でもあります。また、地域での男女共同参画の促進は、町における男女共同参画社会の実現に向けての基盤となります。それぞれの地域においては、少子高齢化の進行、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、地域をより良いものにしていくためには、男女がともに役割や活動を担っていくことが必要となってきました。

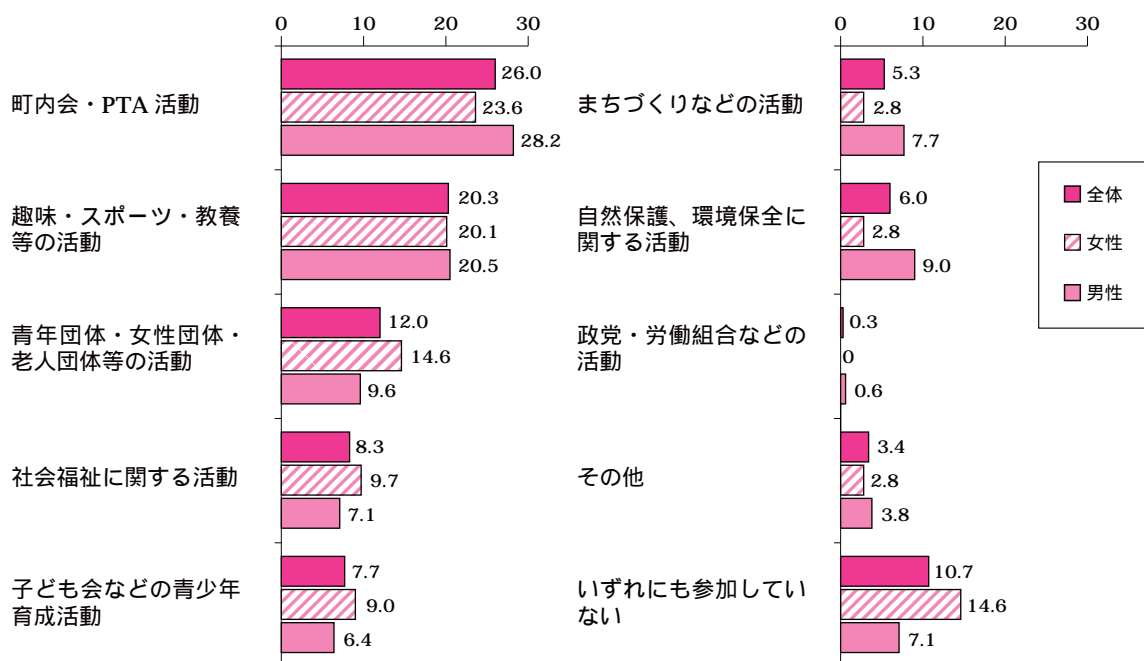
本町では、地域の活性化や課題解決に向け、町民と行政が協力・連携して取り組む協働のまちづくりを進めています。これは、町民一人一人が地域で「まちづくりの主演」として主体的に参加し、いきいきと活躍できるまちの実現をめざしています。

日高川町が行ったアンケートでは、「現在参加している地域活動」について、「町内会・PTA活動」を選択した人が男女ともに最も多く、全体で26%であり、次に「趣味・スポーツ・教養等の活動」を選択した人が男女ともに多く、全体で約20%でした。しかし、一方で約11%の人が「いずれにも参加していない」と回答しており、また、「まちづくりなどの活動に参加している」と回答した女性は、女性全体の約3%であり、とても低い現状にあります。

地域のさまざまな活動や分野に男女が積極的に参加し、これまでの性別による役割意識等にとらわれることなく、ともに地域活動の担い手となっていくことが必要となってきました。

今後は、これまで女性の参画が少なかった地域活動の方針決定過程、地域防災等への女性の参画を促進し、個人がもっている知識や経験、能力が性別にかかわらず十分に活かされ、女性も男性もみんなが出番と居場所がある地域社会を築くことが重要となってきました。

現在参加している地域活動



具体的な取組

地域活動の支援、男女の参加促進

地域活動の場においても、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる立場の方が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを支援します。

また、性別や年齢を問わず、地域活動を先導するリーダーの養成・確保に努め、組織や人材の育成を図ります。

安全・安心な地域づくりの推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を推進します。また、全国的にも女性や子どもを対象とした犯罪が依然として多く起こっていることから、町と地域が連携しながら安全で安心して暮らせる防犯体制の整備や啓発を促進します。

施策・事業	担当課
地域活動参加を促すための環境づくり	総務課・全庁
青少年健全育成における男女平等意識の啓発	教育課
地域女性団体の活動支援	総務課・住民課 農業振興課・林業振興課・ 教育課・公民館
女性防火クラブの活動支援	総務課
思春期における喫煙・飲酒・薬物の有害性の啓発	保健福祉課・教育課
地域全体で子どもを見守る活動の推進	総務課・住民課・保健福 祉課・教育課・公民館
不審者への対応など防犯に関する教育・啓発	総務課・住民課・教育課

基本的施策3 国際交流・地域交流の推進、移住支援

現状と課題

政治、経済、文化等のあらゆる分野での情報化やグローバル化の進展等を背景に、地球規模での交流が活発化し、人々の身近な日常生活にまで国際化が進んでいます。

本町は地域資源を活かした体験交流事業において、県内でも先駆者的存在であり、国内外の人々との交流を推進しています。現在では東南アジアを中心としたアジア諸国の中高生が町内農家等での民泊体験に訪れる機会も多く、こうした国際交流活動を今後も継続していくためには、互いの言語や文化、価値観等の違いを認め合い、尊重し合うことが必要です。そのためには、受け入れ家庭や関係者が豊かな国際感覚や国際的知識をより一層身につけることが必要となってきています。

学校教育においても国際性豊かな子どもの育成に向け、ALTの誘致等により外国文化、外国語教育の充実などに努めていますが、国際化に対応した人づくりやまちづくりが一層

重要になってきます。今後は、人材育成や国際交流活動、居住外国人や外国人観光客が安心して行動でき、外国人に対しても男女共同参画の理念が保障された環境づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

また、本町は国内の都市部等からの移住促進にも取り組んでおり、これまで多くの方々が移住されております。しかし、都市部と農村部での習慣や考え方、価値観等の違いにより、地域住民との間で互いに誤解やすれ違い等が生じた事例もあることから、今後も関係機関と連携しながら移住支援体制を強化していく必要があります。

21世紀は「交流の時代」といわれており、さまざまな分野において国内外との交流を進めていく上で、互いの文化や価値観等の違い等を認め合い、男女がともに等しく参画できる環境を整備していくことが大切です。

具体的な取組

国際感覚や国際的知識を身につけるための機会提供

観光のため訪れたり、転入してきた外国人が言語や文化、価値観等の違いから、差別を受けることや不利益を被ることがないように、町民等を対象に外国の文化や習慣等を理解するための学習機会や交流機会の提供に努めます。

国際化に対応した環境整備

国際化に対応したまちづくりや男女共同参画の理念に基づいた各種活動に在住外国人が参加できるように、国際理解や交流活動の意義を広く普及させます。また、案内板、ホームページ、刊行物等の外国語併記、役場窓口や各公共施設における外国人への対応の充実、観光関連従事者の語学力向上の支援、在住外国人のための相談体制の整備を図ります。

移住者への支援

都市部等からの移住希望者が本町に関する情報や知識を得たり、これまで住み慣れた地域との慣習や価値観などの違いに戸惑うことがないように、県などの関係機関と連携した移住相談会や現地体験会などを実施するなど、移住希望者への支援を継続します。また、移住前はもちろんのこと、移住後の生活に関する相談窓口も設置しており、移住者が性別にかかわらず、地域の一員としてこれからも安心して生き生きと暮らせるよう支援します。

施策・事業	担当課
外国から観光客等との交流機会の充実	企画政策課
国際化に対応した意識啓発・相互理解の推進	企画政策課
学校教育における外国文化、外国語教育の充実	教育課
多言語による行政情報提供等の実施	企画政策課・全庁

在住外国人が性別に関わらず地域活動に参加できる環境づくり	企画政策課・住民課・全庁
外国人への相談体制の充実	企画政策課・住民課・全庁
地域交流促進、移住者支援	企画政策課
移住希望者への情報提供、支援体制の充実	企画政策課
移住者への情報提供、相談体制の充実	企画政策課

第4章 計画の推進

1 推進体制の充実

本計画は、男女共同参画を進めるために取り組んできた成果と課題を踏まえながら、より一層本町の男女共同参画に関わる施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたものです。

男女共同参画の推進は、町民生活のあらゆる分野に関わるものであることから、町職員の十分な理解とそれに基づく積極的な行動が必要です。本計画に沿って役場内での推進体制の整備を充実させ、今後も全庁的な施策の推進を図ることが必要です。

2 町民、事業者との協働

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで解決されるものではなく、町民・事業者・地域団体・行政が協力し合って取り組むことによって、実現できるものです。そのため、それぞれが連携を図り、ネットワーク体制を構築して、住民一人一人が性別に関係なく、生き生きと暮らせる環境づくりに取り組むことが必要です。

3 男女共同参画に関する情報提供

男女共同参画の推進に向けて、町広報紙やホームページを活用して、今後も男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、町民・事業者・地域団体の理解を深めていくことが必要です。

4 施策の点検・評価

計画の進捗状況について、定期的な点検、評価を行い、必要に応じて施策や計画の見直しも必要です。

5 広域連携

国・県及び関係機関、近隣市町との連携・協力、情報共有等を図り、先進地の事例等を参考にしながら、男女共同参画社会の実現に向けて、より効果的な施策の推進を図っていく必要があります。

第2次日高川町男女共同参画基本計画 用語解説

(五十音順)

用語	解説
家族経営協定	<p>経営内における家族一人一人の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、農業経営の近代化を図ることを目的とするものです。女性農業者の地位の確立や農業後継者の育成につながることを期待されています。</p>
グローバリゼーション	<p>個人や団体が地球規模で活動することによって、人、物、お金、情報等が従来の国家・地域の垣根を越えた国際的な移動が増加し、世界中の経済や文化が結びつき、人々の生活が似たものになっていく現象です。</p>
固定的な性別役割分担意識	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。</p>
性同一性障害	<p>性同一性障害とは医学的な病名です。生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、自分の生まれ持った身体の性と心の性（自分自身が自分の性をどう感じているか）が一致しないという持続的な確信を持ち、かつ自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする障害です。</p>
セクシュアル・ハラスメント	<p>相手の意に反する性的な言動などによる嫌がらせのことです。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真やポスターの提示など、様々な態様のものが含まれます。</p>
男女共同参画基本法	<p>男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成11年6月に施行された法律です。基本理念、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めています。</p>
ドメスティック・バイオレンス(DV)	<p>「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力（身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）」という意味で多く使用されています。「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という表現は使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使うこともあります。</p>

第2次日高川町男女共同参画基本計画

発行年月 平成27年4月

発行 和歌山県日高川町
〒649-1324
和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地

編集 日高川町教育委員会 教育課